

平成30年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市浜島ふるさと公園	所在地	志摩市浜島町檜山路553-1
指定管理者名	特定非営利活動法人浜島スポーツクラブ	指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1) ふるさと公園の利用の許可に関する業務 (2) ふるさと公園の利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) ふるさと公園の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がふるさと公園の管理上必要があると認める業務		
施設概要	平成8年3月21日竣工 多目的グラウンド（夜間照明なし）、テニスコート（オムニコート2面/夜間照明あり）、芝生広場（スチール遊具1基）、管理棟1棟、公衆トイレ3棟、駐車場（38台収容）		
職員体制	臨時職員2名		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)	
収入	指定管理料	2,196,000	2,435,000	1,775,000	-660,000	
	利用料金	866,500	495,000	386,000	-109,000	
	その他	95,898	59,571	49,667	-9,904	
	前期繰越金	387,670	387,582	221,738	-165,844	
	計(a)	3,546,068	3,377,153	2,432,405	-944,748	
事業収支	事業費		3,158,486	3,155,415	2,179,867	-975,548
		人件費	511,984	742,721	800,825	58,104
		その他	2,646,502	2,412,694	1,379,042	-1,033,652
	管理費		-	-	-	-
		人件費	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
	計(b)	3,158,486	3,155,415	2,179,867	-975,548	
収支差引額(a-b)		387,582	221,738	252,538	30,800	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	<p>【収入の部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理料：平成29年5月、市の決定によりグラウンドの夜間照明撤去とそれに伴う高圧電力から低圧電力への切り替えをおこない、電気料金が大幅な減額となったため、平成30年度指定管理料が変更され660,000円減額となった。 利用料金：夏場の猛暑日と年間を通じての台風等の悪天候日が例年よりも多く、キャンセルが相次いだことにより減収となった。 <p>【支出の部】</p> <ul style="list-style-type: none"> その他 <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費（内電気代）：平成29年度429,200円 平成30年度226,489円（※前出の低圧への切り替えにより減額） 修繕費：平成29年度1,060,182円 平成30年度468,762円（※30年度は指定管理料が減額されたことに伴い修繕費予算額も減額となった）
----------------------------------	--

3 総合評価

指定管理者	市
<p>海洋センター部門と同様、利用者からは概ね好評いただいていると考えています。</p> <p>30年度は猛暑・台風等、天候に恵まれなかったことが主な原因となり利用料金が減収しました。しかし、それだけではなく、利用者数全体を底上げするような取り組みを考えていく必要があると感じました。</p> <p>施設・設備等の維持管理については配置の臨時職員が常にチェックを心掛けてくれており、頻繁に報告を受ける上で迅速に対応できています。</p>	<p>意見箱を設置して利用者ニーズに合わせた取組に心掛けて取り組まれているので、引き続き利用者数の増加に努めていただきたい。施設の管理運営や会計処理等は適切に管理されているので、継続した運営をお願いしたい。</p> <p>天候に左右される施設なので、利用者数を安定して確保できる事業企画に期待したい。</p> <p>施設運営のなかで、緊急時のマニュアルや従業員訓練などを日頃から気づく点などをリストアップし、利用者や施設スタッフが避難できる仕組みづくりをお願いしたい。</p> <p>苦情処理体制については、マニュアル整備と共にスタッフ研修などの取組もできると良い。</p> <p>施設修繕等は記録整備をデータ化し、劣化状況を把握して改修できるようにつなげてもらいたい。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針を理解したうえで事業組みして実施されていた。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である、住民のスポーツを通じての体力向上及び心身の健全な発達に資することができた。	A	施設の利用者数や運営状況から設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	A	施設の供用日数・供用時間は守られた。定休日以外の休館等については教育委員会の許可を得た。	A	催事等による臨時的な休館以外は、供用日数や供用時間は守られ、運営できている。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員の配置状況・勤務実績に問題はなかった。	A	時間に応じて職員が配置されていた。他の職員も適正に配置し、勤務日数も問題なかった。
	⑤意思疎通	A	相談・連絡は電話・訪問等により密におこない、報告についても遅滞なくおこなった。また内容及び処理に疑義が生じた場合は教育委員会の指示を仰いだ。	A	その都度、報告や相談をもらい、連携が図れた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	B	点検記録等の整備保管は適正に行われた。修繕、故障等については一部不十分なものがあつた。	B	各種管理記録が整備保管されていないが、修繕等詳細履歴が記されていた。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書の定めるところにより適正に事務が行われていた。
	⑨個人情報	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正な取扱いであった。	A	個人情報取扱特記事項のとおり適正に取り扱われていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する地方自治法、スポーツ基本法を理解し、遵守した。	A	法令違反なく運営されていた。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	B	夜間照明の撤去等、利用者ニーズとは逆行する決定がなされる中、テニスコート防風ネットの新調やボール外灯の漏電修理工事等、利用者や地域住民からの要望には可能な限り迅速に対応した。	B	現状の施設で利便性を高めるように取り組んでいただきたい。
	②利用者の平等な利用	A	シフトにより顔を合わせない職員もいるため、『職員用回覧板』にて期間限定の対応やイレギュラーな対応が必要になったときは申し送りをし、サービス水準の確保に努めた。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	施設の利用予定は、LINEでの公開のほか、貸切予約があった場合は別途『お知らせ掲示板』に掲示した。イベントの情報は施設HPや自治会の回覧板、ポスター等にて公表し、情報の発信に努めた。	B	インターネット環境のない利用者への周知について考慮されていなかった。
	④非常時・緊急時の対応	B	津波・地震の職員配置、傷病人発生時の対応マニュアルは目につくところに掲示している。AED講習については7月に実施し、夏季臨時職員を含む職員のほぼ全員が参加した。	B	救急救命講習の実施は評価できるが、緊急時のマニュアルは早期に整備されたい。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	常時勤務の職員はいないが、意見・苦情等があれば海洋センターより出向き、迅速に対処できた。	B	苦情への対応体制がきちんと整っていない部分があった。初動を誤ったことが要因であるため、マニュアルの整備等検討されたい。
	⑥自主事業	A	スポーツ教室の運営はそれぞれ活発な活動をおこない、イベント・大会についても10事業開催し、いずれも多数の参加があり好評を得た。	A	利用者ニーズを的確に把握し、自主事業を実施していた。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に理事会・運営委員会を開催し、各事業の反省の機会を設けた。反省点については議事録にまとめ、次年度の事業の改善に反映させた。	A	職員会議できちんと事業の評価がなされており、その結果を反映させた事業計画が策定できている。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	日常的に施設・設備等は点検しており、管理は適切であった。施設・設備等に起因する事故等は起きていない。	B	施設設備等について安全上の問題はなかったが、美観の保持については努力を要する。
	②備品の管理	A	備品台帳を整備し、適切に備品を管理した。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	倉庫等、定期的に整頓の機会を設け整頓している。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価				
		指定管理者		市		
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由	
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	点検によって異常が認められた場合は、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じ、その内容を記録させたか。	B	1件30万円未満の修繕は速やかに実施した。内容の記録については一部失念したものがあった。市の予算にて行う必要のある修繕が発生した場合は遅滞なく所管課に連絡した。	A	指定管理者対応部分の修繕は速やかに実施され、詳細も記されている。
	⑤清掃業務	清掃が適切に行われ、施設・備品・器具等が清潔な状態に保たれていたか。	A	施設の清掃・芝刈り等については担当の臨時職員2名が常時おこない、夏期等、必要があれば海洋センター配置の職員も作業をおこない、清潔な状態を保つよう努めた。	A	日々の業務で清掃しており、清潔に施設を管理している。
	⑥防犯体制	鍵の管理及び防犯に対する対策・対応は適切だったか。	A	鍵の管理は適切に行った。防犯対策については配置の臨時職員より不審情報等、密に連絡・報告を受け、対処した。	A	防犯カメラの設置や施錠チェックシートによる管理など、適正に防犯管理されている。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	会計帳簿の整備、伝票や領収書等の書類の整備・保管、現金の取扱いが適切になされているか。	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も適切に保管している。普段の会計処理は事務員がおこない、毎月ごとに会計士に監査を委託している。決算についても同様に事務員が作成し、会計士が精査している。	A	毎月会計士が監査しており、適正に取扱いされている。
	②公租公課に滞納はないか	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	公租公課は納付期限までに適正に納付した。	A	公租公課に滞納・遅延なく適正納付されている。
	③適正な収支状況にあるか	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	経営努力により経営は黒字であり、経営状態は安定している。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目						

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。